

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

熊本県人事委員会委員長談話(平成 28 年 10 月 14 日)

本年 4 月 14 日及び 16 日に発生した平成 28 年熊本地震によって、亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災されました方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

本日、熊本県人事委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

職員の給与改定に当たっては、国や他の地方公共団体の職員の給与等の状況も踏まえながら、地域の民間の給与水準と均衡を図ることを基本としていますが、本年は、平成 28 年熊本地震により、県民生活や企業活動に甚大な被害と影響が生じたため、職種別民間給与実態調査を実施することができませんでした。

そこで、地域に目を向けると、県内の経済・雇用情勢等は、地震発生から約半年を経過した現在でも、地震前の状況まで回復したとは言えず、被災された多くの方々が、今なお厳しい環境の中で生活されている状況にあります。本委員会としては、職員の給与改定を検討するに当たっては、このような本県の現状も踏まえて慎重に判断しなければならないと考えました。

本年、人事院は、月例給及び特別給ともに引上げ勧告を行いましたが、本委員会は、給与改定の判断の際に重要な資料となる職種別民間給与実態調査ができなかった中で、本県の置かれた現状等を総合的に勘案し、月例給及び特別給の改定は行わないことが適当であると判断しました。

一方、配偶者に係る扶養手当の見直しについては、本県も国と同様の傾向にあることを確認したことから、また、介護休暇の見直し等については、民間労働法制の改正内容を踏まえ、ともに人事院に準じて勧告することが適当であると判断しました。

この他、職員の人事給与等に関する今後の課題として、人事給与制度に関しては、能力及び実績に基づく人事管理の推進、多様で有為な人材の確保及び育成、女性職員の登用、適正な退職管理の確保等について報告を行いました。また、働き方改革と勤務環境の整備に関しては、育児や介護と仕事と

の両立支援、ハラスメントの防止等について報告を行いました。特に、震災対応等に従事する職員の勤務条件等については、危機発生時の勤務条件、総実勤務時間の縮減、職員の健康管理等において報告を行ったところです。

人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものです。本制度が正しく運用されることが、職員の勤務条件について県民の御理解を頂くことにつながるとともに、人材の確保や労使関係の安定等をもたらし、もって効率的で安定的な行政運営に寄与するものと考えています。

職員にあっては、今回の地震発生直後から、被災者の支援及び被災地域の復旧・復興のため、昼夜を問わず職務に精励されていますことに対し、心から敬意を表します。今後も、職員一人ひとりが改めて全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、公務員倫理の保持及び服務規律の遵守に引き続き努め、県民の期待と信頼に応えていかれることを期待します。

また、各任命権者においては、被災地域の復旧・復興と更なる県勢の発展に向けて、職員が職務に専念できるよう、勤務条件及び勤務環境の適正な確保について、引き続き十分な取組をお願いします。

最後に、県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う報告・勧告制度の意義と、個々の職員がそれぞれの職場で使命感を持って毎日の職務に精励していることについて、深い御理解を賜りたいと存じます。